平成２８年（フ）第３９５号
北九州市八幡西区大畑町14番18号
債務者　北村こずえ
1　決定年月日時　平成28年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３９８号
北九州市八幡西区千代ケ崎３丁目11番25―301号
債務者　友永小百合
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３３号
岩手県奥州市江刺区岩谷堂字下苗代沢672番地　下苗代沢住宅　４－６号
債務者　齊藤加代子
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２８年（フ）第６００号
埼玉県川口市並木４丁目４番２号　ロータスビル502号、旧住所さいたま市北区奈良町31番地６　パレス奈良102号
債務者　熊木亜希子（旧姓最上）
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６６５号
埼玉県川口市大字石神526番地の１　ハイブリッジ石神Ⅱ　Ｂ
債務者　千田　幸男
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６８７号
埼玉県上尾市西宮下４丁目390番地９
債務者　橋本　健二
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２３９号
相模原市中央区清新７丁目２番４号　スカイハイツセイシン102
債務者　冨永　理絵
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２４５号
相模原市南区相模台７丁目22番25号
債務者　岡本美八子
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４１６号
埼玉県川口市飯塚２丁目12番７号　ＭＹハイツ502号
債務者　福山　祐香
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４８８号
さいたま市岩槻区大字平林寺1481番地１　１号101
債務者　志村　直樹
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７１７号
埼玉県幸手市栄６番12―306号
債務者　島田裕美子
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７６８号
埼玉県加須市駒場17番地４　アーバンハイツ103号、旧住所埼玉県加須市川口３丁目17番地10　サンライフコート202号
債務者　高橋　昭広
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第８２７号
埼玉県川口市戸塚東１丁目21番24号　プラザ・ドゥ・パルム107号
債務者　藤瀬　毅文
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２７７号
埼玉県越谷市大字弥十郎672番地１　越谷弥十郎住宅１―109
債務者　木幡　圭介
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２７８号
埼玉県越谷市大字弥十郎672番地１　越谷弥十郎住宅１―109
債務者　木幡　理恵
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３７０号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地１街区34棟501号
債務者　水野　庄助
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３８４号
埼玉県越谷市大字袋山1007番地５　ジュネパレス大袋第01　201号
債務者　戸塚　勝広
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係